返還完了までの流れ

高等学校等卒業後、大学・専門学校等に進学された場合、申請により在学中は返還の猶予を受けることができ、卒業後返還を開始していただきます。

1年間奨学金を借りた場合は、4年間で返還をすることになりますが、一括で返還することも、1回の返還額を増額することもできます。

高等学校在学時に奨学金の貸付を受ける



高等学校等卒業



6月末までに返還猶予の申請がない場合、 卒業した年の7月に「返還開始のお知らせ」 が届きます



- ・進学されない場合
- ・返還猶予を希望しない場合

10月から支払開始となります。(まとめ払い(半年賦・年賦)の場合は12月から)



要手続

返還の手続き

※月払いの場合は口座振替の手続が必要



要申請

・大学・専門学校等に進学し、返還猶予 (6月末までに申請)を希望する場合 返還猶予申請の手続が必要になります (P7~P9参照)



大学・専門学校等を卒業



返還猶予期間が終了する年の7月に 「返還開始のお知らせ」が届きます



要手続

返還の手続き 10月から支払開始となります。(まとめ払い(半年賦・年 賦)の場合は12月から)

※月払いの場合は口座振替の手続が必要



要申請

・進学以外で返還猶予(免除職就労・疾病・災害等)等を希望する場合 返還猶予申請等の手続が必要になります(P7~P9参照)



• 奨学生本人や連帯保証人の氏名、住所、電話番号を変更する場合 異動届の手続が必要になります(P6キ参照 電子申請可能) 要届出



返還完了(後日、返還完了通知書が送付されます)